



福県医発第2602号(地)
平成26年12月25日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

医療機関におけるノロウイルスに関する院内感染対策
及び事案報告の徹底について

標記の件につきましては、平成24年12月28日付け福県医発第2353号(地)('医療機関におけるノロウイルスに関する院内感染事案の報告等について')にてお願いしているところですが、今般、別紙のとおり改めて福岡県保健医療介護部医療指導課より通知がありました。

ノロウイルスは、12月から4月にかけて多発することから院内感染対策を徹底するとともに、万が一、院内感染によるノロウイルスの集団感染を疑う場合や、院内感染との因果関係が否定できない死亡事例が発生した場合には速やかに管轄の保健所に報告をお願いするものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、特に事案の報告について遺漏なきよう、貴会会員に対する周知方よろしくお願いいたします。

なお、福岡県域(北九州市、福岡市、大牟田市及び久留米市を除く)においては、保健所に報告のあった事例のうち、感染性胃腸炎の有症状者が10名以上発生している場合や、感染性胃腸炎の病原体が原因で死亡者が発生した場合には、地域における感染拡大防止及び他施設への啓発に資するため、発症者数(※医療機関名は非公表)が公表されることとなっておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 田中泰之
会長 廣瀬真恵

26医指第3444号

平成26年12月22日

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県病院協会長
一般社団法人福岡県私設病院協会長
一般社団法人福岡県精神科病院協会長
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課)

医療機関におけるノロウイルスに関する院内感染対策
及び事案報告の徹底について

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、平成24年12月26日付24医指第3061号「医療機関等におけるノロウイルスに関する院内感染事案の報告等について」により、院内感染によるノロウイルスの集団感染を疑う場合や院内感染との因果関係が否定できない死亡事例が発生した場合は、速やかに管轄の保健所に報告いただくようお願いしているところです。

ノロウイルスは、12月から4月にかけて多く発生することから、院内感染対策を徹底するとともに、事案の報告についても遺漏のないように貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。

なお、県域の医療機関（北九州市、福岡市、大牟田市及び久留米市を除く。）におきましては、感染性胃腸炎の有症状者が10名以上発生している場合や感染性胃腸炎の病原体が原因で死亡者が発生した場合には、地域における感染拡大防止及び他施設への啓発に資するため、発症者数等を公表（※）することとしていますので念のため申し添えます。

（※医療機関名は非公表）

【担当】

医療指導係 佐藤(浩)、長田

TEL 092-643-3274

FAX 092-643-3277



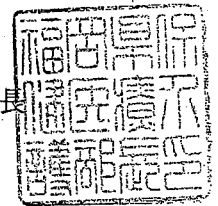
24医指第3061号

平成24年12月26日

社団法人福岡県医師会長
社団法人福岡県歯科医師会長
社団法人福岡県病院協会会長
社団法人福岡県私設病院協会会長
社団法人福岡県精神科病院協会会長
全国自治体病院協議会福岡県支部長
公益社団法人福岡県看護協会会長

殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課)



医療機関におけるノロウイルスに関する院内感染事案の報告等について

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記の件について、厚生労働省から別添（写）のとおり通知がありましたのでお知らせします。

ノロウイルス等感染性胃腸炎が全国で猛威を振るっています。

本県においても過去5年間で最も流行している状況ですので、院内感染防止対策を徹底して取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、院内感染によるノロウイルスの集団感染を疑う場合や院内感染との因果関係が否定できない死亡事例が発生した場合は、速やかに管轄の保健所に報告されますよう、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。



事務連絡
平成24年12月25日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局）
院内感染対策主管課 御中

厚生労働省医政局指導課

医療機関等におけるノロウイルスに関する院内感染事案の報告等について

先般、感染性胃腸炎の患者発生の増加を受け、平成24年12月7日付事務連絡「医療機関等におけるノロウイルスの予防啓発について」（厚生労働省医政局指導課）を発出したところですが、院内感染によるノロウイルスの集団感染事例や患者の死亡事案が散見されています。

貴部局におかれましては、「医療機関等における院内感染対策について」（平成23年6月17日付医政指発0617第1号厚生労働省医政局指導課通知）、「医療機関における感染性胃腸炎等の院内感染対策の徹底について」（平成18年12月18日付医政指発第1218001号厚生労働省医政局指導課通知）及び「ノロウイルスに関するQ&A」を参考に、所管の医療機関等に対し、更なる手洗いの徹底や、糞便・吐物の適切な処理等の感染予防対策の啓発に努めるようお願いします。

また、医療機関等に対し、院内感染によるノロウイルスの集団感染を疑う場合や、院内感染との因果関係が否定できない死亡事例が発生した場合は、速やかに管轄保健所に報告し、支援を受けるよう周知をお願い致します。

さらに、都道府県の院内感染対策担当部局におかれましては、感染症対策部局と連携を図りながら対処のほど、お願い致します。なお、医療機関等におけるノロウイルスに関する報道発表等を都道府県又は医療機関が実施する場合は、当課にご連絡をお願い致します。

（連絡先・問い合わせ先）

厚生労働省医政局指導課

03-3595-2194（指導課直通）

080-2037-8977（夜間・休日：携帯）

医療放射線管理専門官 梶野健太郎（内2771）